

○那須町土砂災害による土砂撤去事業費補助金交付要綱

平成28年10月19日

告示第127号

改正 令和3年3月31日告示第94号

(通則)

第1条 那須町土砂災害による土砂撤去事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号。以下「規則」という。)によるほか、この告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 那須町土砂災害による土砂撤去事業は、激甚災害又は町が認定する自然災害(以下「災害等」という。)により被災した住民が行う土砂災害による土砂撤去事業(国又は県が実施する事業に採択されるものを除く。)に要する経費に対して必要な補助を行うことにより、住民の生活の安定及び地域の維持発展を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 激甚災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害
- (2) 町が認定する自然災害
 - ア 最大24時間雨量80mm以上の降雨
 - イ 時間雨量20mm以上の降雨
 - ウ 最大風速15m以上(10分間平均)
 - エ 地震、地すべり等による災害
 - オ その他町長が認める災害

(補助金交付の対象となる事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住宅用地内(別荘、空き家、倉庫及び納屋は除く。)の流入土砂等(土、がれき、転石又は土砂と一緒に流入した木材をいう。)の撤去事業で、土木業者等に発注するもので、当該事業に係る費用が5万円以上の事業(災害等の発生から一年以内に着工したものに限る。)
- (2) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付申請者)

第5条 補助金の交付申請ができる者は、町内に住民票を有する者で、前条第1号に規定する事業にあつては被災土地所有者又は被災宅地、住居等の所有者とし、前条第2号に規定する事業にあつてはその都度定めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、一箇所の補助金交付の対象となる事業に係る費用の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の上限は、20万円とし、1,000円未満の額が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条によるほか、次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第1号)
- (2) 位置図
- (3) 平面図又は見取図
- (4) 施工見積書

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則(令和3年3月31日告示第94号)

この告示は、令和3年4月1日から適用する。

(様式第1号)

誓 約 書

私は、那須町土砂災害による土砂撤去事業費補助金交付申請に係る災害復旧工事の施工と、工事における調整紛争の処理を、責任をもって行い、貴町に一切迷惑をかけないことをここに誓約します。

年 月 日

那須町長 様

申請者 住 所

氏 名